

(日本共産党熊本市議団・提出)

「新たな保育制度」に反対する意見書

平成21年12月8日に閣議で決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」によって「新たな保育制度」が導入されようとしています。その後、6月の政府「子ども・子育て新システム検討会議」で「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が公表され、6月29日全閣僚で構成する少子化社会対策会議において確認、2013年度の新制度施行がめざされています。

新システムは、①子ども・子育て支援に関わる体制と財源の一元化、②基礎自治体による自由な給付設計、③幼稚園・保育所の「こども園」への一体化、④多様な保育サービスの提供、などを実現するとしています。しかし新システムの本質は、憲法第25条、児童福祉法第2条、第24条等が定める国や自治体の保育に対する責任を後退させる、保育の「産業化」にあり、すべての子どもに権利として保障されるべき福祉としての保育解体の方向です。しかも、「新システム」が提案する幼保一体化は、これまで実践の中で発展させてきた日本の保育も幼児教育も変質させるものです。保育の現場はもとより、幼稚園も含め、広く心配の声が上がっています。

保育水準の切り下げや地域格差を生み出すような制度「改革」ではなく、必要とするすべての子どもたちにゆきとどいた保育が保障されるよう、国・自治体が責任をもって保育施策の拡充を図り、必要な財源を確保することが求められています。市場原理の導入、直接契約・直接補助方式への転換、指定業者制度の導入を柱にした新システムは撤回して、子どもたちの健やかな育ちを保障する、安心して子どもを生み育て働き続けられる「保育制度」の拡充を図られるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2010年9月 日

熊本市議会

各宛1通